

愛されるふるさと なとり  
～共に創る 未来へつなぐ～



名取市

City of Natori

報道関係者 各位

# Press Release



令和6年10月21日

名取市企画部政策企画課

## 東日本大震災の伝承基本方針の策定について

名取市では、東日本大震災の記憶や経験、教訓を風化させないようにするため「東日本大震災の記憶・教訓を未来へつなぐ伝承基本方針」を別紙のとおり策定いたしました。

今後、市においては、本基本方針に基づき下記事業をはじめとした震災伝承事業を実施し、震災の記憶と教訓を着実に未来へ伝えていく取組を行って参ります。

記

### 1 『(仮称) 名取市東日本大震災復興記録誌』の作成

**事業概要** 東日本大震災における本市の被災状況や復旧・復興、被災者支援などの取組内容を記録するとともに、震災の記憶や経験、教訓を後世に伝承し、今後も起こり得る大災害への対応や危機管理、市民の防災活動に役立てることを目的とした東日本大震災復興記録誌を作成します。

### 2 『名取市職員 東日本大震災伝承研修』の開催

**事業概要** 特に震災対応未経験の職員に対し、市内外に広く震災の記憶と教訓を語り継ぎ尽力いただいていた震災伝承団体の「ふらむ名取」及び「閑上の記憶」からご講義いただき、今後も起こり得る大災害への対応や危機管理の意識の醸成を図ることを目的に職員研修を実施します。

**日 時** 令和6年11月1日(金)  
午前の部 午前9時30分から午前11時30分まで(ふらむ名取)  
午後の部 午後1時30分から午後3時30分まで(閑上の記憶)

**場 所** 名取市震災復興伝承館・震災メモリアル公園等

**【問い合わせ】**

名取市企画部政策企画課政策係 (佐藤・菊地)

TEL : 022-724-7183 FAX : 022-384-9030

## 東日本大震災の記憶・教訓を未来へつなく伝承基本方針

令和6年10月

宮城県名取市

### 1 はじめに

平成23年3月11日金曜日14時46分に発生した東日本大震災では、本市において、震度6強を観測した巨大地震とその後に発生した大津波により、多くの尊い人命が失われ、本市沿岸地域を中心に未曾有の被害をもたらし、それまでの日常が一瞬にして奪われました。

あの日から13年が経過した今に至るまで、市民・地域・企業・関係団体・関係機関の方々、さらには、本市を応援していただいた日本国内はもとより世界各国の皆様方とともに、懸命に復旧と復興に取り組み、令和2年3月に復興達成宣言をいたしました。

しかし、13年の月日が経過した今、まちの風景は沿岸部を中心に大きく変わり、かつての面影が失われた場所もあります。また、歳月が経つにつれて、人々は歳を重ね、震災を経験していない世代が増加し、震災の記憶は時とともに風化していきます。

本市では、昭和三陸地震、チリ地震、宮城県沖地震などの度重なる地震と、それに伴う津波によって、繰り返し被害を受けてきた歴史があります。こうした過去の震災において、「ここまで約3メートルの津波が到達した」、「漁船が畑に打ち上げられた」といった貴重な言い伝えが残されていることが、東日本大震災で被災した方のお話や記念碑等から明らかとなり、「未来へと伝えていくこと」の重要性を再認識することになりました。

令和3年4月に宮城県が発表した「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」では、「東日本大震災の経験や復旧・復興の過程、そこからの教訓を現在（いま）、そして未来に伝え続ける。一人ひとりがかげがえのない大切な命を守り、災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくる。」を基本理念に掲げております。本市においても、発災から復旧・復興までの取組を、本市のみならず国内外の今後の大規模な災害に対する防災力向上のために、多くの方々に広く伝えていくことが必要です。また、予期せぬ災害に遭遇した時、一人ひとりが自らの意思で行動し、大切な命を守れるように、防災・減災意識を醸成していくことが必要です。

こうした理念の下に、本市における震災の記憶・教訓の風化防止に関する考え方、取組の方向性を明示し、着実に未来へと伝えていくために、「東日本大震災の記憶・教訓を未来へつなく伝承基本方針（以下、「方針」という。）」を定めるものです。

## 2 現状と課題

現在、本市においては、震災復興伝承館や震災メモリアル公園等において、国内外からの来訪者に、発災当時の映像・写真、慰霊碑等により、津波の脅威や命を守るための防災・減災意識の必要性等を伝えています。また学校教育の現場では、毎月11日の月命日を「防災学習日」として、児童生徒が知識を備えて行動する力や、自他の生命を尊重する心と態度の育成に努めてきました。

一方で、東日本大震災から歳月が経過し、震災に関する人々の記憶や関心の薄れ、震災を経験していない世代の増加等の状況から、震災の記憶が時とともに風化していくことが懸念されており震災を経験していない人も、次の世代に正しく伝えることができるよう、震災の記憶を風化させないための仕組みづくりが求められています。

また、本市においては、東日本大震災の被害状況や発災当時の体験談等について記した記録集は作成しておりますが、復興過程における記憶や経験、教訓についても記録化し、後世へと伝える必要があります。

## 3 基本的な考え方

### 【何のために（目的）】

発災当時や復旧・復興過程における記憶や経験、教訓を風化させないようにするため。また、一人ひとりが、災害から大切な命を自らの力で守れるようにするため。

### 【誰に（対象）】

本市に住んでいる人、住んでいた人だけでなく、守るべき大切な命を持つ全ての人に。

### 【何を（内容）】

震災発災時、どこで何が起きていたのか。そこで、誰がどんな想いを抱いていたのか。復旧・復興過程の中で、誰がいつどこで、どんな想いで行動していたのか。

## 4 取組基本方針

本市では、現状と課題、基本的な考え方を踏まえ、以下の4つの取組基本方針を定めます。

### 1 国内外に向けた震災の記憶・教訓の発信

- 震災を経験していない人向けの研修・講話や、大規模災害発生時の対応に活用できるように、東日本大震災の復旧・復興過程における記憶や経験、教訓等を取りまとめた震災復興記録誌を作成し、情報の発信に取り組みます。
- 震災メモリアル公園や、震災復興伝承館における展示等を通じ、市内の被災・復興状況や被災者の記憶、失った大切な人への想い等を伝えます。また、国外への情報発信のために、震災に関する展示等の多言語化対応に取り組みます。

### 2 地域における防災減災に関する人材の育成と防災力の向上

- 自然災害から住民の命を守るため、震災の教訓等を踏まえた防災訓練において自助・共助・公助による訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、防災リーダー研修や防災講話等を実施し、地域の防災意識の高揚や職員の危機管理意識の醸成を図り、防災力の向上を図ります。

### 3 学校における防災教育の充実

- 市内の小学校、中学校、義務教育学校において、震災の経験を踏まえた防災教育を推進し、児童生徒が災害に対する正しい知識を習得することで、災害発生時に適切に判断して主体的に行動できる力を育成します。

### 4 多様な主体と連携した伝承体制の構築

- 震災の伝承活動に取り組む団体等と意見交換を行いながら、震災の記憶を後世に伝承していくための人材の発掘や育成等、相互に連携した取組を進めていくための体制づくりについて検討を進めます。